

特定地域密着型通所介護事業所
重要事項説明書

社会福祉法人 神楽会
デイサービスセンター いこいの園
長崎市牧野町 2168 番地 5
TEL 095(840)4000

地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎市指定 第 4290102294)

当事業所は、契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 神楽会
法人所在地	長崎県長崎市牧野町 2168 番 5
電話番号	095-840-4000
代表者氏名	理事長 佐藤 誉

2. 事業所の概要

事業所の種類	地域密着型通所介護事業所
事業所の名称	デイサービスセンターいこいの園
事業所の所在地	長崎県長崎市牧野町 2168 番地 5
電話番号	095-840-4000
事業所管理者名	管理者 井手 秀治
指定年月日	令和 8 年 4 月 1 日
利用定員	18 名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 長崎市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:15～16:30

※但し、12 月 30 日～1 月 3 日の間は年末年始の休業とする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈配置職員の職種〉

管 理 者： 従業員及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業員に遵守すべき事項について指揮命令を行う。

看 護 職 員： 利用者の日々の健康状態のチェック、健康衛生上の指導や看護を行う。

機能訓練指導員： 利用者の残存機能の減衰を防止するための機能訓練を行う。

生 活 相 談 員： 利用者及びその家族からの相談に応じ、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

介 護 職 員： 利用者の日常生活上の介護及び健康維持のための相談・助言を行う。

〈職員の配置状況〉

役 職	人 数	配 置 基 準
管理者	1 名	常勤専従で 1 名(他職種との兼務可)
看護師	1 名以上	専従で 1 名以上(他職種との兼務可)
機能訓練指導員	1 名以上	1 名以上(他職種との兼務可)
生活相談員	1 名以上	常勤専従で 1 名以上(他職種との兼務可)
介護職員	2 名以上	利用者 15 人以下:1 名以上(他職種との兼務可)

※従業員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所で利用者に対して提供するサービスには

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
 - (2) 介護保険の給付対象とならないサービス
- があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険の適用がある場合には原則として利用料金の 1 割又は 2 割、3 割が利用者の負担額(自己負担金)となります。

〈サービスの概要〉

- ① 入浴（入浴サービスの利用は任意です）
 - ・ 入浴又は清拭を行います。浴槽は大風呂となります。
 - ・ 利用者の身体状況に合わせた入浴用福祉用具を使い、日常生活リハビリとして適切な入浴介助を行います。
- ② 排泄
 - ・ 状況に応じた適切な排泄介助を行います。（トイレ誘導、おむつ交換など）また、排泄の自立についても援助を行います。
- ③ 機能訓練
 - ・ 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者と共同して、利用者の心身等の状況に応じた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
- ④ 送迎（送迎サービスの利用は任意です。）
 - ・ 利用者のご自宅から当事業所まで施設の車で送迎いたします。
- ⑤ 健康チェック
 - ・ 利用日ごとに契約者の血圧・体温測定等を行い全身の状態を把握します。
- ⑥ 相談及び援助
 - ・ 利用者とその家族からの相談に応じます。

〈サービス料金(1回あたり)〉

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。(サービス料金表は、利用者の要介護度に応じて異なります)

サービス利用に係る自己負担金（別紙参照）

- ・ 自己負担は所得に応じ、一割負担から一定以上の所得がある場合は二割・三割負担となります。
- ・ 基本となる所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、金額が利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。
- ・ 利用者がまだ要介護認定や事業対象者認定を受けていない場合や、保険料の滞納により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合は、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合せて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供

利用者の身体状況に配慮した食事(キザミ食など)を提供します。

食費(昼食):1回あたり600円(翌月の請求となります。)

② 嗜好品の提供

利用者およびご家族の希望により、入浴後にアイスクリームを提供します。

1本:50円(翌月の請求となります。)

(3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、サービス提供月の翌月15日前後に、請求書を発行します。

お支払い方法は、十八新和銀行及びゆうちょ銀行口座より自動振替となります。

※口座振替が残高不足等により行えなかった場合は、当月中に指定口座へのお振込みを御願い致します。なお、振込手数料は利用者負担とします。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出して下さい。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 井手 秀治(管理者)

○苦情解決担当責任者 柴田 恭宏(常務理事)

受付時間 毎週 月曜日～土曜日 8:30～17:30

TEL 095-840-4000 FAX 095-840-4004

○第三者委員 舩津 耕治 電話番号 090-3325-1100

藤原 勉 電話番号 090-5725-4178

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長崎市すこやか支援課	長崎市魚の町 4-1 電話番号 095-829-1146 FAX 095-829-1228
長崎県国民健康保険団体 連合会	長崎市今博多町8-2 電話番号 095-826-1599 FAX 095-826-7325
長崎県運営適正化委員会	長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター2F 電話番号 095-842-6410 FAX 095-842-6740

7. 通所サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮し。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供した通所サービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者への通所サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

8. 地域密着型通所介護サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 金銭・貴重品

原則としてお持ちにならないようお願いします。また、持ち込まれた際の盗難や紛失等に際しては当施設において、責任を負いかねますのでご了承下さい。

(3) 火気の取り扱い

火気類等、危険物は、施設内に持ち込まないようお願いします。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状態を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 地域密着型通所介護サービス利用をやめる場合（契約終了について）

契約の有効期限は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続し地域密着型通所介護サービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対する通所サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細が以下をご参照下さい。）

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期限であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外通所サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「居宅介護サービス計画書（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくは通所サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは通所サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは通所サービス従事者が故意又は過失による利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が、身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者から契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、地域密着型通所介護サービス利用料の支払いが2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者又はその家族が、事業者や地域密着型通所介護サービス従事者又は他の利用者に対し本契約を継続し難い重大な背信行為(身体暴力(叩く・つねるなど)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴るなど)並びにセクシャルハラスメント(必要以上に手や腕などを触るなど)を行い、その状態が改善されない場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者には利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. 事故発生時の対応について

- ・ 利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村(保険者)、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとらせていただきます。
- ・ 自ら地域密着型通所介護計画に位置付けた地域密着型通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、その事故の状況及び事故に際して採った処置の具体的な手順と内容を記録し保存します。
- ・ 利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 緊急時の対応について

- ・ 地域密着型通所介護サービス提供中に利用者の容態の急変等が発生した場合には、契約時の打合せに従って、身元引受人、主治医、救急隊、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)等への連絡をさせていただきます(別紙①)
- ・ 介護支援専門員へ連絡をとりたい場合、当事業所のご連絡いただいても、当事業所か担当介護支援専門員(ケアマネジャー)に連絡し、ご通知させていただきます。

13. 非常災害対策について

- ・ 地域密着型通所介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合には、地域密着型通所介護サービス従事者は、利用者の避難等適切な措置を講じる。管理者は日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に地域密着型通所介護サービス従事者へ周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年 2 回以上行う。

14. 業務継続計画の策定について

当事業所では、感染症や非常災害の発生時に於いても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。また、定期的に業務継続計画を見直し変更を行います。

15. 虐待防止のための措置に関する事項について

事業者は、利用者等の人権・擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	企画管理 課長 茂田 法人
-------------	---------------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。

- (3) 当事業所では、虐待発生又はその発生を防止するための対策を検討する 委員会(法人本部の委員会も含む)を定期的開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護サービス従事者に周知徹底を図ります。

- (4) 当事業所における虐待防止のための指針を整備しています。

- (5) 地域密着型通所介護サービス従事者に対して、虐待防止を啓発・普及するのための研修を実施しています。

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

16. 身体拘束廃止について

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束や行動を制限する行為を行いません。

介護保険指定基準上、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されるケースに限ります。

〈三つの条件をすべて満たすことが必要〉

- ◆ 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ◆ 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替する介護方法が無いこと。
- ◆ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※三つの要件すべて満たす状態であることを検討、確認し記録します。

17. 感染症の発生及びまん延防止のための措置について

当事業所では、感染症がまん延しないよう、次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止に関する責任者を選定しています。

感染症の発生及びまん延の防止に関する責任者	企画管理 課長 石田 小百合
-----------------------	----------------

- (2) 当事業所において、感染予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(法人委員会も含む)を定期的にかいさいするとともに、その結果について、地域密着型通所介護サービス従事者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 当事業所において、感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 当事業所においては、地域密着型通所介護サービス従事者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

18. 秘密保持(守秘義務)について

- ・ 事業者及び事業者の使用する者は、地域密着型通所介護サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 前項にかかわらず、契約書のかかわるサービス担当国会議や医療機関等での使用など正当な理由がある場合には、利用者又はその家族等の個人情報を用いることに利用者及びその家族は同意します。

19. 運営推進会議について

地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などで構成される「運営推進会議」を開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、会議で要望や助言を聴く機会を設けることが義務付けられます。なお、地域密着型通所介護における「運営推進会議」の開催頻度は、「おおむね 6 ヶ月に 1 回以上」とする。

20. 個人情報開示について

事業者が通所介護提供を行う上で必要な、利用者及びその家族に関する情報を行政機関や医療機関が事業者に開示することを利用者及びその家族は承諾します。

21. 第三者評価の実施状況について

無し

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が各 1 通を保有するものとします。